

## 議 事 の 経 過

一、議長（須藤尚人）　　ただいまの出席議員は九人であります。定足数に達しておりますので、会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

一、議長（須藤尚人）　　日程第五、一般質問を行います。お手元に配布しております一般質問通告者表により、順次、質問を許します。それでは、八番、秋田谷和文議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。一項目めの質問を許します。

八番、秋田谷議員。

### 【秋田谷和文議員 登壇】

一、八番（秋田谷和文）　　それでは、町による合葬墓の整備をということで質問をいたします。

今日、少子化・核家族化が進み、且つ、子どもは都会へと流出しております。墓を管理・継承する人がいないという厳しい現実があります。まさに、今日の大きな社会問題となりつつあります。

父祖の墳墓を守って来た老夫婦は、子どもが墓を管理・継承する意志がないことを知りながら、いわゆる「墓しまい」をすることで、先祖の、そして自分たちの遺骨はどこへ埋葬すべきなのでありましようか。

分家した老夫婦が自分たちの墓を求めんとするとき、子どもによる管理・継承を期待しえない場合、その老夫婦はどこへ遺骨が埋葬されることを期待し、長い安心した眠りを求めるのでありましようか。

やはりこの命題に応えるのは、自治体の整備する「合葬墓」ではないでしょうか。自治体による「合葬墓」こそが、長い安らかな眠りを約束してくれる、そういった大きな信頼を悩む人々にもたらすものと考えます。

過日、某地元紙がこの問題を報じました。報道によれば、多くの遺骨を合同で埋葬する「合葬墓」を整備する県内自治体が増えているということでもあります。

近隣にあっても、弘前市が県内で初めて合葬墓を整備し、藤崎町も二〇二四年度の開始を目指しているとのことでもあります。

既に整備済みの自治体では、予想を超える需要があるようです。間違いなく、合葬墓のニーズは高いものと思われます。

識者は言っています。急激な人口減少が進む中、地方の集落で無縁墓を増やさないためにも、子孫の有り無し、お金の有り無しに関わらず、住民が等しく安心して眠れる場所を行政は提供するべきだ。「ゆりかごから墓場まで」の社会福祉を実現する上でも、合葬墓の整備が求められる、と言っています。

まさに、言いえて妙であります。我が町も整備を検討すべきと考えるがいかがでしょうか。

【秋田谷和文議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」の声あり）それでは、秋田谷議員の質問にお答えいたします。

町における合葬墓の整備についてですが、以前に墓じまいを検討している方や墓地の使用権のない方の受け入れの形の一つとして合葬墓制度の事例を調査することとしておりました。議員仰せのとおり、今年四月の時点ですでに運用を開始している自治体や、整備計画を公表している自治体も増えてきております。

町としましては、先進事例を参考として、まずはアンケート調査等の実施により町民ニーズを把握したいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 八番、秋田谷議員。

一、八番（秋田谷和文） ただいまの町長の御答弁、アンケートをしたりして調査したいというふうなご答弁でありました。すでにこの、いわゆる合葬墓は令和三年の九月、そしてその半年後の令和四年三月において、現在の前田副議長が問題定義していると。

その時すでに調査・検討するという御答弁をしておりました。いままで、最初にこの問題に光が当たってから一年九カ月経っております。この間しからばどのようなことがなされてきたんでしょうか。お伺いします。

一、議長（須藤尚人） 住民生活課長。

一、住民生活課長（福田宏樹） 秋田谷議員の質問にお答えいたします。議員仰せのとおり、令和三年度に何度か話題に上がっており、町としても他市町村の状況を確認はしておりましたが、アンケート調査の実施には至っておりませんでした。この度、議員の質問に対して回答したとおり今年度中にアンケート調査を実施して、その結果を反映させて今後計画に進めていきたいと考えております。

一、議長（須藤尚人） 八番、秋田谷議員。

一、八番（秋田谷和文） この問題最初に光が当たってからすでに一年九カ月。何をやってこられたんでしょうか。これからアンケートをして、また検討するんですか。今年度中にどうのこうのと、今年度中となればあと何カ月あるんですか。一年近くありますよ。行政の怠慢ではないでしょうか。待っている人がいます。御答弁どうですか。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） まず、町には無縁仏の合葬墓はあります。しかし、町としてそういう地域の要望があるのであれば、ちゃんとお寺に拜んでもらって、年一回とか様々、現在合葬墓を所有しているのは青森市、弘前市、八戸市の三市であります。来年度藤崎町ではそういう方向性に合葬墓を設けるという報道をされておりました。これにはアンケート調査をしたところ七割以上の方からそういう要望があったということで実施に向かったということでもあります。ただ大鰐町の町営墓地も空き地もあります。各寺院も墓地を管理しております。各寺においてもそういう永大供養の墓地は所有しております。そういうところにも入れる状況で、例えば町で合葬墓を作った場合、各寺院は町がそういうことをするには抵抗を感じる寺院もあるかもしれませんので、藤崎町の事例を聞いてでも各寺院とも協議したという経緯もあるみたいであります。そこで担当課で調べた結果、今年度中には調査をして、

どれくらいの要望があるのか、また大鰯町の各寺院でも御理解いただけるのか協議をしたいと、そういう方向性を持ってこれから今年度進んでいきたいというふうに説明を受けております。

一、議長（須藤尚人） 八番、秋田谷議員。

一、八番（秋田谷和文） 寺院と協議をすると、あるいは町民の皆さんがいろいろアンケートをすると、それはわかります。よろしいです。今まで何をやってこられたということです。すでに一年九カ月も経っている。今年度中と申しますとまだ九カ月とかそのくらいありますでしょう。もっとスピーディにこの問題に取り組んでいただくことはできませんでしょうか、山田町長。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 今年度中には確実に調査・実施したいと思っております。

一、議長（須藤尚人） 八番、秋田谷議員。

一、八番（秋田谷和文） 山田町長、ですから今年度中と申しますと来年の三月いっぱいまでなんです。あと九カ月くらいあるんです。もうちょっとスピードを持ってできませんかということをお伺いしています。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 担当とも相談してアンケート内容やそういう発送する人数など把握するのにも時間がかかると申しますので、今年度中にできるだけ間に合うようにスピーディに進めたいと思っております。

一、議長（須藤尚人） 以上をもって、秋田谷和文議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、五番、竹内富士子議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

五番、竹内議員。

【竹内富士子議員 登壇】

一、五番（竹内富士子） 五番、竹内、通告に従い質問させていただきます。

まず項目一「いじめ防止について」です。一点目が、「二〇二二年度のいじめ調査結果」、二点目「いじめの定義の変遷にともなった子どもへの対応」、三点目「教員評価についての考え」です。

「いじめの定義」については変遷してきております。平成六年度には、「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」ということが追加されています。それ以前は、いじめの判断については、「学校としてその事実を確認しているもの」ということでした。

その後、平成二十三年、大津市の中学二年生の「いじめ自殺事件」が契機で、平成二十五年、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。それに伴い、現場では、「いじめられた児童生徒の立場に立って」ということに基づいて、「児童生徒が心身に苦痛を感じていると訴えた場合はいじめと判断する」ということになり、いじめの報告件数も増えたと記憶しています。他に追加されたものとしては、インターネットのこと、警察と連携した対応の必要性等もあります。

さらに、平成二十九年三月、最終改定の「いじめ防止対策推進法」では、教員評価において、「いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取り組等が評価されるよう、留意する。」とあります。これは、「いじめ防止等のための基本的な方針」の「学校評価と教員評価」等に追加されております。「別添二、学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」の「(四) その他の留意事項の④」です。

さらに、二〇二一年二月に、旭川女子中学生いじめ凍死事件がありました。当初、いじめと正式に認めず、疑い事例として調査をしていましたが、十月、いじめが存在したことを認める発言がされ、いじめと死亡の因果関係を調査するということになりました。

本町は、「大鰐町の教育」において、「(五) 生徒指導の充実」に「エ、いじめの積極的な認知と組織的な対応の徹底（平成二十

九年度に追加)」と明記され、取り組んでいただいております。

今のいじめは、昔と違い、悪質・残酷・巧妙であると言われていています。漫画の「ドラえもん」のジャイアンというわかりやすい「いじめっ子」がいて、のび太というわかりやすい「いじめられっ子」がいてというのとは全く違うようです。

以前は「いじめられる側にも原因がある。」という考えに陥りがちでした。しかし、どんな理由があっても、「だからいじめてもよい」ということにはならず、どんな理由があっても、人をいじめることは「悪」であり、「してはいけないこと。」です。

私自身も、自らを振り返り、より良い考え方や判断ができるよう、努力して参りたいと思います。

以上、昨今の社会情勢の変化への対応のためにも、「いじめ防止について」、以下三点ご質問いたします。

(一) 二〇二二年度のいじめ調査結果。

(二) いじめの定義の変遷にともなった子どもへの対応。

(三) 教員評価についての考え。

以上、御答弁よろしく願いいたします。

【竹内富士子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 教育長。

【教育長 前田了二 登壇】

一、教育長（前田了二） 改めまして、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）竹内議員の御質問にお答えします。

まず、一点目の「二〇二二年度のいじめ調査結果」ですが、小学校で三件、中学校で六件となっております。

二点目の「いじめの定義の変遷に伴った子どもへの対応」ですが、現在のいじめの定義は要約すると、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じる行為を受けるといじめとされるものであります。

現在は、パソコンや携帯電話の普及もあり、インターネットやSNSなどを通じたいじめも存在しており、多岐に渡るものとな

っております。

これらを踏まえた子どもへの対応としては、いじめは絶対に許されないとの認識のもとに、学校教育全体を通じた道徳教育などの心の教育の充実、早期発見のための措置、相談体制の整備、対象となる児童生徒への継続的な支援・指導の実施、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進などに努めるよう学校に指示しております。

続いて三点目の「教員評価についての考え」ですが、小中学校のそれぞれが、いじめが起きないように若しくは起きてしまったら迅速に対応できるようにいじめ防止基本方針を定めております。

その中で教員評価については、当然のことながら、いじめの有無や発生件数等、結果のみを評価するのではなく、日頃の児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価することになっております。

議員仰せのとおり、いじめによる痛ましい事件を起こさないためにも、教育委員会・学校ともにしっかり取り組んでまいります。

【教育長 前田了二 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 五番、竹内議員。

一、五番（竹内富士子） 御答弁ありがとうございました。つまり、いじめが多いか少ないかでなくていじめ解決にしっかり取り組んでいるかどうかで評価するということ、今後も発信し続けることで隠さないで報告してくださるということに繋がると思いますし、いじめ防止にもつながると思いますので、そういう発信をし続けていくということによろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

一、五番（竹内富士子） 本当によろしくお願ひします。私も正しき心を探求し、日々精進して参りたいと思います。本当にありがとうございました。以上で私の項目一の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

一、議長（須藤尚人） 次に、二項目めの質問を許します。

五番、竹内議員。

【竹内富士子議員 登壇】

一、五番（竹内富士子） 次に、項目二「移住・定住及び空き家等の総合的な対策について」です。今後の空き家等の対策につきましては、移住や企業の相談を含めた「総合的な相談窓口設置」に向けて、関連部署の設置が必要ではないか、ということをお訴えさせていただきます。

国土交通省の調査によりますと、空き家数は、二〇一八年（平成三十年）には八百四十九万戸で、七軒に一軒が空き家となっている状況です。野村総合研究所の調査報告では、今から十数年後の二〇三五年には、約二一五〇万件、三軒に一件が空き家となると予測しております。このままではさらに事態が悪化、收拾がつかなくなることが予想されています。

本町におきましても、空き家対策を課題として取り組んでいただいております。しかし、年々、住民の方々からの相談も増加しておりますので、対応に苦慮しておられるのではないかと推察いたします。同時に、所有者や相続人の方々についても、空き家等を放置したくなくても、管理や維持が難しく対応に苦慮していることも推察されます。

国土交通省の「令和元年空き家所有者実態調査」によりますと、所有者が空き家にしておく主な理由として、「解体費用をかけたくない」「好きなときに利用や処分ができなくなる」「取り壊すと固定資産税が高くなる」「他人に貸すことに不安がある」などですが、個々の所有者の考えを把握して対策を図ることも必要になってくるのではないのでしょうか。

他自治体の空き家等の利活用の先進事例として、まず、徳島県神山町では、IT人材などの移住者を増やす施策を民間のNPO法人などと連携しながら行い、起業家等に対する移住対策を推進し、地域経済の活性化や地域づくりの推進に成果をあげているそうです。群馬県前橋市では、総合相談窓口の設置をしているそうです。

北海道の東川町では、庁内連携として、町民や民間事業者等が取り組みやすい環境づくりを支援することが求められるため、担当部局のみならず、福祉や医療、子育て、移住定住、産業部門など、様々な部門と連携を図り、総合的な施策展開を行なったそう

です。

本町においても、本町の実態に応じた連携等を工夫して、総合相談窓口を設置する方向で進んでいただけましたら、町民の方々の町づくりにも大いに役立つものと思われまます。

昨年も、住民の方から空き地の雑草や樹木、害虫の相談がありました。現場を拝見したところ、かなりの広さの敷地に大量の雑草や樹木が茂っており、周辺の住民の方々が困っている状況でした。所有者は県外におられるようです。

今後は、個々の事案に応じて適切な対策を講じていく必要があると考えます。そこで、以下四点についてご質問いたします。

(一) 空き家・空き地バンクの概要と実績。(二) 空き家・空き地バンク活用における課題。(三) 空き家・空き店舗等を活用した事例。(四) 空き家等の対策として、移住や企業の相談を含めた総合的な相談窓口のための関連部署の設置。

以上、御答弁よろしくお願ひいたします。

【竹内富士子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、移住・定住及び空き家等の総合的な対策についてお答えいたします。一点目ですが、「弘前圏域空き家・空き地バンク」は圏域八市町村と宅建業者・金融機関で構成され、空き家・空き地の情報を利活用希望者へ、ホームページで紹介する取組みを行っております。また、バンク登録の実績については、空き家五件・空き地四件となっております。

二点目ですが、本町も相当数の空き家があると認識しておりますが、バンク登録数が全体的に少ないため、希望者のニーズに合った空き家物件が少ないことが一番の課題であります。

次に三点目ですが、令和四年度から、空き家・空き店舗等の解消と、まちなかの活性化を図ることを目的に、空き店舗等を活用し、起業した方に対し、店舗改修に係る費用を支援する取組を行っております。令和四年度は、この事業を活用して起業した店舗

が二店舗あり、活性化に繋がっていると思われます。

令和五年度においては、町内の空き店舗を活用して起業したいという相談が既に七件きております。

空き家・空き店舗の活用は、商店街の活性化や観光振興、地域交流の促進に寄与するものであり、地域活性化のために必要不可欠だと考えております。今後も地域の皆さまと協力しながら、その活用に積極的に取り組んでまいります。

最後に四点目ですが、総合的な相談窓口の設置は予定しておりませんが、担当部署、関連部署と今後も密に連携を図りながら、本町への移住・定住等を促進してまいりたいと思います。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 五番、竹内議員。

一、五番（竹内富士子） 御答弁ありがとうございました。関連部署の設置はまだ検討していないということでした。あとただ積極的にはやっていくと。空き家・空き店舗等を活用ということで積極的にやっていくということでした。御答弁ありがとうございました。町民のニーズとしてはやはり相談に来た時あっちにいたりこっちに行ったりとかそういうのもございますので、本町の実態に応じた連携を、設置はしなくてもそういう工夫とか連携に向けた工夫というのは必要だと思いますけれども、一步でも窓口は設置しなくても連携を推進させるような工夫ということ、何か考えてございますでしょうか。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 先に説明したとおり、弘前圏域で空き家・空き地バンクを設置しております。つまり八市町村がそれぞれ効率のよい行政運営をするため、他市町村とも連携しながら相互にいい結果を出すために担当部署があります。そのためにこういう弘前圏域の空き家・空き地バンクを設置しております。これには不動産業者、金融機関並びに各市町村の担当で組織しておりますので、十分そちらに行くことが大鰐町民もスムーズに空き家・空き地の情報を得られるものと思っておりますので、御理解いただ

ければと思っております。

一、議長（須藤尚人） 五番、竹内議員。

一、五番（竹内富士子） 今の現状がそういうことということでございますけれども、ぜひ町内の連携の方を配慮していただければありがたく思います。本庁におきましても少子高齢化とか進んで最後意見を言って終わらせていただきます。本町においても少子化とか様々な課題山積している時代でございます、厳しい社会情勢の中での御判断は難しいと思います仕事も増えるということで。ただ町民の方々がやはり希望とか夢とかやる気が出るような方向で町民の自助・努力を後押しできるような方向で御判断いただければ幸いですので、どうかその辺のことも御判断よろしくお願いいたします。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

一、議長（須藤尚人） 以上を持ちまして、竹内富士子議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、二番、藤田賀津彦議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

二番、藤田議員。

**【藤田賀津彦議員 登壇】**

一、二番（藤田賀津彦） 通告に従いまして質問させていただきます。一項目め、町内防犯カメラ設置についてでございます。

国内はもとより、青森県内において犯罪が増加しております。犯罪の早期解決及び犯罪抑止力を高めるため、町内へ防犯カメラ設置を考えて頂きたい。

先日も、むつ市、鶴田町において不審者が児童へ付きまとうという事件がありましたので、早期に防犯カメラの設置をお願いしたいと思います。御意見お願いいたします。

**【藤田賀津彦議員 降壇】**

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは藤田議員の御質問にお答えいたします。

防犯カメラについては、犯罪の早期解決及び犯罪抑止力を高める効果もあり、設置している自治体も数多く存在しております。

本町の状況としましては、これまで黒石警察署から町に対して防犯カメラの設置を提案され検討しましたが、反対意見があり設置に至りませんでした。

令和三年度には、大鰐町防犯協会が黒石地区防犯協会から防犯カメラの寄贈を受けて、駅前地区に設置しましたが、その後、都合により令和四年八月に撤去した経緯があります。代替設置場所が決まらなかったため、現在も再設置には至っておりません。

今後、町が設置する場合には、設置場所の選定、設置費用の確保、録画データの取り扱いに関する管理規定等が必要となります。防犯カメラの設置は、犯罪抑止力の向上や安全安心な街づくりの理念からも、今後ますます必要性が高まるものと思われます。しかしながら、プライバシーの観点から、住民の中には望まない声もあります。

町としましては、黒石警察署や黒石地区防犯協会などの関係機関と協議したうえで、慎重に対応してまいりたいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 二番、藤田議員。

一、二番（藤田賀津彦） いろいろ反対意見もあるようでございますけれども、町内会長さんであるとか各部落の区長さんであるとか、そういう集まりの時にぜひともこの件をお話しただいて賛同を得ていただきたいと思います。これで一番の質問を終わります。

一、議長（須藤尚人） 次に、二項目めの質問を許します。

二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） 二項目めの質問をさせていただきます。役場新庁舎、場所選定について伺います。

庁舎建設の委員会メンバーが近く決定するようですが、最初から委員会メンバーで候補地を決めていくのか、または既に候補地が何カ所もあり、その中から選定し決めていくのか伺いたい。

【藤田賀津彦議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 役場新庁舎場所選定についてお答えいたします。新庁舎建設検討委員会については、町議会議員、町教育委員会、関係団体、学識経験者等によって構成され、六月下旬以降に第一回の会議を開催する予定です。

候補地については、立地上の利便性に加え、実現性、安全性、財政状況などを考慮したうえで、役場庁内で組織する新庁舎整備推進本部会議において四箇所選定しました。

今後、その候補地について新庁舎建設検討委員会に諮問し、議論いただく予定としております。町議会や町民の意見も踏まえながら、最適な建設場所を決定したいと思います

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 二番、藤田議員。

一、二番（藤田賀津彦） この庁舎について、場所については町民のもの凄い興味のある部分だと思っておりますので、早めの選定をお願い

いして二番目の質問を終わらせていただきます。

一、議長（須藤尚人） 次に、三項目めの質問を許します。

二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） 三番目の質問をさせていただきます。インバウンド誘客宣伝対策、今年度集客数値目標についてでございます。

青森県観光戦略が二〇一九年に発表した外国人観光誘致目標が五十万人とあり、今その目標を継続し東南アジアを中心としたインバウンド集客に取り組んでいます。

二〇一九年度県内には三十四万人インバウンド客が来訪し、その中で大鰐には約二%の来庁でした。

以前インバウンド対策を伺った際、町内事業者が行う受け入れ支援、また、津軽圏域十四市町村で構成されるクランピオニー津軽との連携をお聞きしましたが、町が旗振り役となり国、県は数値目標を掲げ具体的な対策を打ち出します。町は今年度具体的なインバウンド集客数値を掲げているのか伺います。

【藤田賀津彦議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、インバウンド対策等についてお答えいたします。インバウンド集客数値目標についてですが、「第二期大鰐町総合戦略」の中で、重要業績評価指標いわゆるK P Iとして、当初「外国人宿泊客数」を設定し、令和七年の数値目標を一万人としております。しかし、コロナ禍にあった令和三年、外国人観光客の集客は当面難しいという理由から、この評価指標を変更し、「国内宿泊客数」に再設定したところであります。

今年度に入り、町に外国人観光客が戻ってきているのは実感としてあり、当初の数値目標である一万人を目指し、コロナ禍以前よりもさらにインバウンド対策の強化を図りたいと考えております。

五月中旬からは、台湾からのツアー客が町を訪れており、職員が駅で歓迎のお出迎えをしております。十月まで予定しているツアーと伺っておりますので、このお出迎えを継続するとともに、今後も町内外のPRを積極的に行い、外国人の誘客促進に向け取り組んでまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 二番、藤田議員。

役場の各課においては町民の生活を守る。また、生命財産を守る。子育て・医療を支援するというような様々な分野ありますけども、農業と観光につきましては、町の収益、町民の収益を上げる課だと思います。農業については生産者の所得を上げることを目標とする。観光については地域の活性化を支える大きな役割があります。観光課の職員には国内の成功されている自治体の現地視察や海外では県と歩調を合わせながら台湾韓国などの海外への現地営業を積極的に行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） やはり大鰐は温泉と観光の町であります。観光についても地域の観光業者の発展を願い、町としても県と連携しながら、観光客誘致について今後とも関係課並びに私も積極的に働きかけていきたいと思っております。

一、議長（須藤尚人） 二番、藤田議員。

一、二番（藤田賀津彦） ぜひともよろしく申し上げます。県の新しいリーダーが誕生いたしました。実行力、発信力、スピード感を掲げ、県政を担っていくと言っております。山田町長には新知事と密接な関係を築いていただくことを期待し、私の質問を終わ

ります。

一、議長（須藤尚人） 以上をもって、藤田賀津彦議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、四番、山谷博子議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは、私からは町民からの要望を中心に順に質問していきます。まず一項目め、〇歳から二歳までの保育料無償化と副食費無償化についてでございます。

知事選でも大きな柱としていた子育て支援ですが、子育て中の家庭から強く要望がありました。保育料が所得に応じてかかるのはわかっているが、生活を楽にするには〇歳から預けて働かなければならない。今のままでは保育料と副食費のために働いているようなものだし、このままでは何のために働いているのかわからないと嘆いていました。

そこで、㊦〇歳から二歳までの子どもの保育料は世帯の所得に応じて課せられています。お聞きしましたら保育料は平均でだいたい二万四千円くらいとのことでした。対象となる子どもたちを無償化にすれば、町の負担はどれくらいになるのか。

㊦三歳からの保育料が無償化とは言え、どの年齢の子どもも副食費がだいたい五千円位はかかるわけですから、対象となる世帯の副食費を無償化すれば、町の負担はどれくらいになるのか。

ちなみに近隣ですと、平川市では、第二子以降の保育料無償化と副食費の無償化を行っています。

異次元の少子化対策は、これから様々に無償化を拡大していくと思いますが、生活のためには待ってられないのが現実です。一日でも早く地域の政策として、〇歳から二歳までの保育料無償化と副食費の無償化で、大鰐町に住む子育て家庭の負担を軽減してくださるようお願い致します。町の見解をお伺いします。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、山谷議員の質問にお答えいたします。

一点目ですが、保育料は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度とし、実施主体である市町村が定めることとされております。本町では、国基準額の五割から九割程度に設定しております。また、保育料は、保護者の課税状況等によりいくつかの階層に区分して決定されます。その中間に当たる階層の保育料は二万四千元であります。令和五年三月分の保育料の平均は、一万八千元となっております。

御質問の保育料を無償化した場合の町の負担は、令和四年度の実績額換算で一千二百十八万円であります。

二点目ですが、三歳児クラス以上の保育料は無料ですが、通園送迎費、給食費、行事費などは、それぞれの保育所等で実費徴収されます。そのうち、おかず・おやつ代である副食費については、四千五百円を目安として保育所等が設定しておりますが、年収三百六十万円未満の世帯と第三子以降は免除されており、三割の子供たちが免除されております。

御質問の副食費を無償化した場合の町の負担は、令和四年度の実績額換算で四百六十万円であります。

保育料と副食費の無償化に関しては、将来にわたり大きな財源が必要となります。現に、令和四年度の保育給付費の実績額は、二億六千七百万円であり、うち八千百万円を町が負担しております。よって、町としましては、国や県の政策動向を注視し、子育て世帯の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） ありがとうございます。今町長の方から〇歳から二歳までの保育料は一千二百十八万。そして副食費に関しては四百六十万円ということで教えていただきましてありがとうございます。

限りある予算ですから、簡単できないのは重々承知しております。子育て世代は今苦しいんですね。待ってられないわけなんです。一日でも早く牽引してくれるのを待っています。この限りある予算を重点配分できるのは首長の意志次第なはずです。安心して大鰐町の子育て世代が生活できるよう、町長の御英断をお願いしたかったんです。もしこれが平川市のように段階的にということで今後考えていただけるものかどうか、平川市のように第二子から無償化するとか副食費から無償化するとか、段階的にということで何か考えていくことはありますでしょうか。徐々に移行していくということはできますでしょうか。町長に質問いたします。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 様々な行政運営で各自治体でいろんな差はあります。例えば平川市の事例を挙げましたが、近隣の町村ではそれをやっていくのは平川市だけだというふうに思っております。また、大鰐町でも議会の皆さんの理解をいただいて、高校生までの医療費無償化を進めております。例えばこれは近隣の市町村では大鰐町だけが、独自で地域の子育て支援の一環としてサービスしております。やはりどこから財源を使う場合、限りある予算で、保育料を実施した場合、他の部門で減額しないと行政は進んでいきません。総合的に判断して皆さんの様々な人に対し、公平公正に行政運営するべきであり、もちろん子育て支援は最重要課題であり、先般行われた知事選でも給食費の無償化であるとか、子育て支援であるとかは重点事項で政策を述べております。県の指導をいただき、各市町村で差がないように県全体に今後の県知事に頑張ってもらいたいというふうに思っております。それに追随するのは町としては積極的に行ってまいりたいと思いますので、どうか予算措置については御理解いただければと思います。

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） 今町長のお話し、近隣とも足並みを揃えていくと。あとはこれから少子化対策、育児に関しても県の方から

もまたいろいろ紐づけされたものが来るということで、今後考えていくということで承知いたしました。今町の第六次大鰐町振興計画を読みましたが、五つの基本方針の中の一番目に子育て支援の体制の充実とありました。早急に一日でも早く対策を欠かさないと、大鰐町に住みたいと思いませんし、大鰐町で子どもは産みたくないと思うのではないのでしょうか。近隣の市町村に流出するのは目に見えています。六月三日の新聞でも発表されていきました。青森県の出生は過去最低の五千九百八十五人。過去最低ということでした。合計特殊出生率は一・二四でこちらも過去最低と。人口維持の目安は二・〇七ということですから二人産むようにしなければならないわけですね。安心して子どもを二人は産みたい大鰐町にするにはどうしたらいいのか。今のままでは生活に余裕がなくて、第二子第三子と産みたいとは思えません。また、子育て世代の八割弱が育児環境に地域間の格差を感じているとのデータがありました。これは今年の連休に発表された民間のデータなんですけれどもお母さんたちは隣の市町村の医療費助成とか、保育サービスにとっても敏感になっています。行政サービスの格差を強く感じています。どうしても比較してしまっていて、大鰐町での子育ては損だと考えています。このままですと、大鰐町で誰も子どもを産みたくないと思わなくなってしまう。近隣の市町村に流出するのではないのでしょうか。最後に要望となりますけれども、子育て世帯が子育てに希望を持っていけるよう再度要望してこの質問を終わりたいと思います。以上です。

一、議長（須藤尚人） 次に二項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは、二項目めの質問をさせていただきます。産後ケアとしてのヘルパー事業についてでございます。

子育て世代のお母さんからの声です。小学生が二人、一歳未満児一人を育てています。いわゆる核家族なわけですが、三人目出産後も自分の体を休ませる暇もなく乳児の世話をし、買い物や食事の準備、上の小学生二人の日常の世話や塾の送り迎えなどをしたそうです。

出産後の女性の体が回復するには一カ月くらい必要とされますが、近くに手助けしてくれる親御さんや知人がいない場合、家事育児のすべてをお母さんが一人でやらなければいけないわけです。産後の母体の健康や日常の負担を考えたときに、支援を行ってくれるシステムがあれば安心して乳児と向き合えますし、産後の体を休めることもできます。産後はホルモンバランスも崩れます。頑張りすぎるとストレスや産後鬱にもつながります。

一例を申し上げますと、子育て支援で有名な福岡市では、産後ヘルパー事業として家事育児の支援を生後一年未満まで利用でき、料金は一回当たり五百円、利用回数は二十回までだが、第二子以降は出生時点で兄弟が未就学の場合は最大四十回まで利用できるそうです。横浜市や旭川市、北九州市、川崎市でもこの事業はあります。様々な利用条件はありますが、内容としては食事の準備や片付け、掃除、買い物、育児の手伝いなどの支援となります。この例からもわかるように、産後ケアとしての家事育児支援は珍しくないわけです。

例えば大鰐町でも社協とタイアップして、子育て経験のあるシニアの方に登録してもらうなど、町独自の手厚い産後ケアシステムを作ってほしいと思います。町の見解をお聞きします。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、産後ケアとしてのヘルパー事業についてお答えいたします。

議員仰せのとおり、福岡市では、妊娠中から出産後一年未満まで利用できる産前・産後ヘルパー事業を実施しております。実施主体は、福岡市であります。民間の事業者へ委託しており、横浜市なども同様の方法により実施しております。本町には、こういった事業を実施している事業者がありませんので、町のシルバー人材センターで実施できるものかどうか、打診してみたいと思います。

なお、弘前市を中心に派遣事業を行っている事業者があり、本町にも派遣可能だということを確認しております。また、町で実施しているその他の支援として、保育施設で一時的にお預かりする一時預かり事業や、宿泊を伴う形でお預かりするショートステイ事業がありますので、それぞれの事情に合った支援に繋げてまいりたいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） 御答弁ありがとうございました。民間の事業を大鰐町まで拡大してくださるということで、とても明るい兆しが見えてきました。ありがとうございます。私はこの話をお母さんから聞いた時に、よく話してくれたと思いました。ほとんどのお母さんは今まで我慢してきましたし、一人で頑張るしかないとおきらめています。この現実には近くに頼る人がいない子育て世帯のほとんどが経験しているはずですが、この方は泣きながら生まれたばかりの乳児にミルクをあげたと言っていました。どんなに一人で大変だったかわかるとおもいます。手厚い子育て支援という言葉は本当に耳にタコができるくらい聞いてきました。これも先ほど保育料と副食費の無償化と同様に、早急に町独自で考えていただきたかったわけです。ちなみに県内でも野辺地町や階上町でも産後ヘルパー事業を行っていました。野辺地町では令和二年から事業化していて、利用料金は課税世帯は一時間千円以内。民間のプロのヘルパー事業さんをお願いしていて、この方たちは家事のプロなので、育児に関してはノウハウがなかったと。そこで、別個に育児の研修をさせて臨んだそうです。育児に臨むお母さんの孤立を防ぐ目的もありましたし、利用したお母さんからはもっと早く使えばよかった。話し相手がいてよかったとの声が挙げられたとのことでした。また、階上町ではヘルパーさんに関しては社協の協力を仰いでいるそうです。事業化したものの、利用者がなかったのが頓挫しそうになったんですけれども、コロナ禍で社会情勢も今変わって、単身赴任や核家族が増えて、要望が出てきたため、今事業の見直しをして立て直しをしているとのことでした。詳しくいろいろ教えていただき参考になりました。今後利用者数にもよるとおもいますが、ゆくゆくは町独自のヘルパー

事業が確立されていくのを期待しています。これからも大鰐町で頑張っている子育てしているお母さんに手を差し伸べていただいて、手厚い子育て支援、大鰐町で子どもを産みたい、育てたいと思う支援をこれからもよろしくお願いいたします。耳を傾けていただきましてありがとうございました。

一、議長（須藤尚人） 二項目めの質問が終わりました。暫時休憩いたします。十一時十分より再開いたします。（十一時一分）

一、議長（須藤尚人） 休憩を取消し、会議を再開いたします。（午前十一時十分）

一、議長（須藤尚人） それでは続きまして、山谷博子議員に三項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは、三項目め、質問させていただきます。町民への防災地域の共有化についてでございます。

昨年八月の集中豪雨は今だ記憶に新しく、異常気象の影響は地震含めて今後も予想されます。その後、町民に聞き取りをしましたが、ハザードマップの存在を忘れている人が多く、広報でお知らせをするだけでは、町民に防災を認知してもらうのは非常に難しいと確信しました。

また、避難所で提供される備蓄品を知りたいという声が多く、特に子育て世代の方は、子供の数分の持ち物をもって非難しなければいけないので、負担が多すぎるという声がありました。前もってわかっていたら準備をする際の参考になるので知りたいとのことでした。

広報でお知らせするだけでは命を守ることはできません。各町内ごとに集会所に集まっていただき、防災の知識を積極的に提供して町民への情報共有をお願いしたいが、このことについて町の考えをお聞きします。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、町民への防災知識の共有化についてお答えいたします。

まず、町のハザードマップである「大鰐町防災マップ」ですが、令和二年九月に作成した後、毎戸配布のほか、町ホームページにも掲載し、パソコンやスマートフォンなどからも常時閲覧が可能となっております。町民の皆様には、御自身に合った方法で、情報入手し活用していただきたいと存じます。

次に、災害備蓄についてですが、町では青森県災害備蓄指針に基づき、令和元年度から令和四年度までの四年を掛けて、一千八百人分の食料備蓄を完了したところであります。

また、このほかに、避難所で使用する災害用テントやパーティション、段ボールベッド、圧縮毛布等をはじめ、生活用品としてマスクや携帯トイレ、生理用ナプキン、大人用及び子供用のおむつも備蓄しております。

更には、飲料水事業者やホームセンターなど、複数の民間事業者との災害協定も締結しております。

町民の皆様への情報発信につきましては、防災マップの適時更新と配布のほか、広報紙やホームページ、防災無線、防災あじゃらメールの活用を継続してまいります。また、町の行政情報の新たな発信方法として、現在、SNSの活用も検討しております。議員仰せの出前講座は予定しておりませんが、今後も町民に解りやすく防災情報等を伝えてまいりたいと思います。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） 町内ごとに防災の知識の共有をしていただくということとはできないということで、とても残念に思ったんですけども、まず子育て世帯の方はおむつがあるのか、ミルクや離乳食があるのか、着替えはどうなのか心配なわけなんです。前もってわかっていれば無駄なものは持たなくていいので非常に助かるわけなんです。この話になった時におむつが準備されている

のも知らなかったわけなんです。大人の持ち物だけでも大変なのに子どもの分も準備して避難するとなつて本当に大変なんです。今月に入ってからも関西や関東で線状降水帯が発生しています。今年もこの津軽圏域でも起こり得る事です。せつかく広報で毎月お知らせをしているのに、町民の意識の問題もありますが、低いのではなく、誰もが災害の時は自分は大丈夫というバイアスがかかるわけですから、このバイアスが危険なわけなんです。共有することはたくさんあると思います。まず時間軸で考えて注意報や警報の違い、これも実は知らない方が多いわけなんです。情報を何からとればいいのか、備蓄品は何があるのか。逆に個人が家に積極的に準備した方がいいものはなんなのか。どの段階で避難をすればいいのか。お年寄りの方とか一人世帯の方、どういふふうで避難すればいいのかとか、これはホームページ見るだけでは各自で判断というのが難しいと思います。命を守るために町民に教えることはたくさんあるはずなんです。本当に今のままでいいのでしょうか。最初に申しあげましたように、広報だけでは命を守れない、無線とかいろんな情報、あじゅらメールとか情報ありますけども、それだけでは命を守れないのではないかと考えています。ぜひ町民に防災の知識は教えていただきたいと思うんですけれども、再度御検討をお願いしたいと思っています。

最後に一つお聞きしたいんですけれども、町からの防災行政無線やあじゅらメールのことなんですけれども、毎月広報でもまめに告示していますけれども、本当にこの町の対応はありがたいと思っています。このあじゅらメールなんですけれども、これも町民の方たちの情報を得るツールにはなると思うんですけれども、町民の登録率といいますか普及率は今現在どれくらいなのでしょう。また、今後どのように普及させていくのか、町の方向性をお示してください。

一、議長（須藤尚人） すみません、もう一回、私聞こえなかったところで、申し訳ない。

一、四番（山谷博子） あじゅらメールの町民の普及率がどれくらいなのか。また、今後どのように普及させていくのか、町の方向性をお示してください。

一、議長（須藤尚人） 暫時休憩いたします。（午前十一時十七分）

一、議長（須藤尚人） 休憩を取消し、会議を再開いたします。（午前十一時二十一分）

総務課長。

一、総務課長（原子 学） 防災あじゃらメールの登録件数ですけども、本日現在で四百九件となっております。決して多い数ではございませんが、町の広報誌にも数カ月に一度周知をしているところでありまして、今後も継続したいと思っております。また、申告会場にて啓発のパンフレット等も配布して努めているところでもありますので、こういった取り組みも今後も続けていきたいと思っております。また町長からの答弁にもありまして、今現在町で防災無線に限った情報発信というわけではございませんけども、SNSを利用した情報発信というのでも検討しているところでございます。特に若い人向けの情報発信ツールとして有効に活用できればと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） どうもすいません、お手間おかけいたしました。無線ですとか、あじゃらメールですとか、町民にとっては情報を得る大事なツールになるわけですから、折角町の方でも一生懸命広報に載せたりして、告知してますので、とてももったいないなと思ってたんですね。だからこれは浸透してほしいと思いますし、町内回って直に説明すれば効率的なんじゃないかなと思ったんですね。第六時振興計画にも書いていましたけれども、町民は防災を重視するという意見が多いということがありました。ということは町民は要望しているわけなんです。先ほど町長の方からもお話しあったように無線ですとかあじゃらメール、それから毎戸のハザードマップ、ホームページを見てほしいということで各自の判断ということになると思いますけども、実は毎戸のハザードマップどこにいったかもわからなくなったという人もたくさんいたんですね。手元に持っていないっていう人もいました。ホームページも中々見るのも、お年寄りは見れませんし、スマホも使えませんし、パソコンもないですし、中々今後普及していくのは難しいのかなというふうに思いました。ぜひこれからいろいろ災害とか発生してきた場合に、そのための正しい情報を町民に与えていただきたいと思います。町民の命を守るために町民一人一人に細かく情報を前向きに与えていただければと思います。再度、もしよければ各町内の集会場に集まって、町民に防災の知識を植え付けてくださるようお願いして、この質問は終わりました。

いと思います。

一、議長（須藤尚人） 次に、四項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは最後の質問、四項目め、大鰐町公民館図書室の今後について質問をさせていただきます。

「第三次大鰐町子ども読書活動推進計画」によりますと、公民館図書室の課題として、読書スペースを十分に確保できないということが挙げられていました。

このことから新庁舎の建設を機会に、図書室を庁舎の中に設けてはどうか。町民が読書に親しむだけでなく、図書室が放課後の子どもたちが勉強する場所として学習センターの役割を持たせてはどうか。役場と図書室を一体化させ、町民にとって利便性が高く有益な機能を持つ場所であることを望みたい。

いずれにしろ、この知的拠点として図書室の環境を整えることは、町の文化向上にも寄与しますので、図書室が担う役割は非常に高いものと思われます。今後、新庁舎建設に向けて協議会が発足され審議されていくと思いますが、知的拠点としての図書室をどのように考えているのか、町の見解をお聞きします。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、中央公民館図書室の今後についてお答えいたします。

中央公民館図書室は、社会教育法第二十二条の規定に基づく、公民館事業の一環で実施しており、中央公民館の一角を利用した小規模なものとなっていることから、読書スペースを十分に確保できていないことは御指摘のとおりです。

御質問のありました新庁舎の中に図書室を設ける場合ですと、中央公民館図書室のような小規模なものではなく、図書館法に基づく図書館として併設することとなり、司書の資格を持った専門職などが必要になってくることや、蔵書の数やスペース的にも、ある程度の規模が必要になってきます。

知的拠点として、図書館は確かに有益とは思いますが、新庁舎建設にあたり、必要性を十分に検討する事や、スペースや財源を十分に確保できるかという問題もありますので、まずは新庁舎建設検討委員会などの意見を集約して、より良い新庁舎を建設できるよう努力してまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） ありがとうございます。積極的に読書環境を整えることとか、町の知的拠点への投資は未来を作る子どもたちのために、また町民のためにも非常に大切なものと思われまます。町の財産となります。今後どこに図書室を作ったとしても図書館は中々ハードルが高いと思いますので、図書室を作ったとしても今後場所はどこであれ、町民や子どもたちに何を残せるのか。子どもの知的好奇心を促す場所としての、非常に大切な場所が図書室になるかと思われまます。この新庁舎に向けて、町民ファーストの視点で方向性を考えてほしいと思います。今後、先ほど申し上げていたような運営委員会ですか、立ち上がって六月末からスタートすることで先ほどお話しありましたけれども、これからの運営に期待して、私からの全ての質問は終わらせていただきます。以上でございます。

一、議長（須藤尚人） 以上をもって、山谷博子議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、三番、高橋浩二議員の質問に入ります。質問は一問一答方式といたします。まず一項目めの質問を許します。

三番、高橋議員。

【高橋浩二議員 登壇】

一、三番（高橋浩二） では、通告に従いまして質問させていただきます。まず一つ目ですが、町の公共交通デマンドバスについて質問させていただきます。

当町のデマンドバス、平成二十二年十年からはじまったデマンドバスですが、十二年以上たった現在では運行路線も三路線になり町民の足として定着しているものと感じます。今後は高齢者の運転免許証返納などを考えますと利用者はもっと増えるのではないかと思います。

町のホームページのデマンドバスの運行路線系統図を見ますと残念ながら町の中は走っていません。実は利用されている方々から町内の商店やスーパーや飲食店、理美容院などに行きたくても今の乗降場所からだとして遠くて歩けないという声を聞いています。利用者が行きたい所に行きやすくするためにも駅から手古奈通りとゆけむり通りを経由するコースを検討してください。

町の活性化に必要不可欠なものは町内の商工業等の所得向上です。町の公共交通であるデマンドバスは利用者の利便性と町の活性化のためにコースと乗降場所を増やしてもいいのではないのでしょうか。

道路運送法第一条にも「利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図る」とあります。道路運送法の目的である第一条でも利便の増進とうたっています。利用者の利便性向上と町の活性化のためにも運行コースと乗降場所を増やすことに関して町長のお考えをお聞かせください。

【高橋浩二議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 高橋議員の質問にお答えいたします。

現在デマンドバスが運行している高野新田線、島田線、駒の台線は、平成二十二年度まで弘南バスが走っていた路線を概ね引き継いだものとなっております。

御質問の運行コースの検討と乗降場所の増設についてですが、令和五年五月に策定した大鰐町地域公共交通計画の中で、「住民のニーズに則した路線・ダイヤの見直し」等を施策の一つとして掲げております。

計画の策定に際し実施した、町民アンケートの結果も考慮しながら、運行コースと乗降場所の見直しについて検討してまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 三番、高橋議員。

一、三番（高橋浩二） 御答弁ありがとうございます。町の店の所得向上が町の活性のためになるとも思っていますので、ぜひとも町の方の協力を得て、町内の商店も活性化することを期待していますので、よろしく願います。以上で一つ目の質問を終わります。

一、議長（須藤尚人） 次に、二項目めの質問を許します。

三番、高橋議員。

【高橋浩二議員 登壇】

一、三番（高橋浩二） 二つ目の質問をさせていただきます。大鰐町鳥獣被害防止計画について。

大鰐町鳥獣被害防止計画。計画作成年度令和三年、作成日令和四年一月十七日であります。

大鰐町では国で勧めるICTの活用を、鳥獣被害防止対策ではやられておりますでしょうか。今後の取り組みに、人的被害と農

作物被害をなくすために I T（赤外線ドローン）の導入による情報収集、それによって得た情報をデータ化し地図に落とし込み I C Tの取り組みとしてホームページ上で閲覧、また大鰐町防災あじゃらメールでも配信し、文字情報だけでなく地図でも確認できるよう「危険な場所の見える化」をやられてはいかがでしょうか。

第六時大鰐町振興計画に「安全で住みやすい町を育む」という基本方針が記載されています。しかし大鰐町では「安全で住みやすい」とは真逆の事が起こっております。近年は猿や熊の餌が減り、力のない熊が山から降りてきていることもあげられます。様々な理由があるにせよ農地や居住地域に出没している以上、町では町民の安全のためにも時代にあった取り組みをしていくべきだと思います。農地や居住地域で目撃情報等があれば直ちに現場に行き、熱探知のできるドローンで半径数百メートルを搜索する。対象物を発見したら行動を監視し町民の安全を優先した対策をとる。I T技術を活かすことで現場の情報を役場内のモニターで確認することもできます。そして得た情報をすぐにデータ化し町民に情報伝達することは国で勧める I C Tの活用に沿っていると思います。

情報収集するために必要となる赤外線ドローンは、野生動物の個体数、活動エリアを把握することにも活用でき、そこで得た情報はデータ化し入山する人たちへの注意喚起という形でも活用できます。そうすることで早期発見にも繋がります。

また関連団体も高齢化や実働する人数の確保が厳しくなっていることから少数でも公立よく結果に繋がる対策が必要だと考えます。

こうした鳥獣被害防止計画に農林水産省では鳥獣被害総合対策交付金として今年度九十六億三百万円の予算をつけており、青森県には約三千九百七十三万円の予算が配分されています。大鰐町でもこうした交付金を活用し安心して農地で働けるよう、また農作物の被害がなくなるよう、そして町民が安心して暮らせるようになるためにも大鰐町鳥獣被害防止計画に I Tの導入と I C Tの活用に関しまして町長の考えをお聞かせください。

【高橋浩二議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、鳥獣被害防止計画についてお答えいたします。

鳥獣被害防止対策におけるICTの活用として、町では昨年度より内閣府の制度を活用しデジタル化推進に取り組んでおり、今年度、自治体公式SNS、いわゆるLINEを活用し様々な情報発信・共有を図り、町民が必要な情報を直接・確実に発信等できるよう構築する予定であります。

鳥獣を目撃した町民等が直接、LINEに投稿するとその位置が地図上で確認できる仕組みを想定しており、情報発信・共有として非常に有効な手段と思っております。SNS開設の際には、十分な周知を図り議員仰せの「見える化」に繋げてまいりたいと考えております。

次に、農林水産省の鳥獣被害総合対策交付金のメニューにもありますネットワークカメラを町内七カ所に設置し、クラウド上でリアルタイムでの画像の通知や、地図登録等のデータ管理により、猟友会等関係機関との連携による捕獲、わな設置等の強化、及び地域住民への迅速な注意喚起が可能になるものと考えております。

議員仰せのドローンを活用した野生動物の個体数、活動エリア把握等については、大変有効であると理解しております。

しかしながら、上空の飛行については、民法により地上の土地所有者の確認が必要となり機動性等が課題として考えられ、活用が限定的になることが予想されます。

今年度におきましては、先に申しあげましたICTを活用した鳥獣対策を実施し、議員仰せのドローンの活用につきましては先進事例における導入効果等を踏まえ、必要に応じて考えたいと思います。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 三番、高橋議員。

一、三番（高橋浩二） 御答弁ありがとうございます。いろいろ対策も練られているということで安心しております。この先いろんなことがまた起きてくると思いますけども、その都度いろんな交付金を活用しながら、農作物を守るという意味、また町民の命を守るという意味でも、これからもいろんな新しい対策を、時代に合ったものを、と思っております。以上で私の質問を終わります。

一、議長（須藤尚人） 以上をもちまして、高橋浩二議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、一番、三浦道広議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。一項目めの質問を許します。

一番、三浦議員。

【三浦道広議員 登壇】

一、一番（三浦道広） 御質問させていただきます。森山地区の消化水利についてですが、現在、森山地区の火災発生時に使用できる消化水利は防火水槽が三カ所である。

河川からの取水が水利用図では、六羽川となっている。

防火水槽への取水は夏季には水田に引き込む水路が二カ所、もう一カ所は現在、水田の耕作が行われていないため、雨水等による自然取水と地元の人に聞きました。そのため、現況では水田への取水時期の五～八月末までしか防火水槽への取水ができない状況であり、河川からの取水も水利用図の六羽川取水では同様であるということになります。

このようなことから防火水槽への取水には冬期間は流雪溝が有効で地域の克雪対策にもなると思うが、森山地区への流雪溝の整備の計画があるか伺いたい。

また、河川からの取水も六羽川では五月から八月末までしか取水できず距離的地理的にも森山地区では現実的ではないので、平川からの取水、また消防ポンプ車などが取水できる場所の設置の検討を併せて各関係機関と協議していただきたいと思うのですが、

町長の御意見をお聞かせください。

【三浦道広議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、三浦議員の質問にお答えいたします。

森山地区の消防水利は、議員御指摘のとおり、防火水槽が三箇所あり、五月から九月までの期間は、三ツ目内川から取水した農業用水と雨水等を水源として、貯水する構造となっております。

また、消防ポンプ自動車により平川沿いの低い護岸から水を汲み上げ、ポンプ車で中継しながら消防作業を行う方法のほか、弘前地区消防事務組合のタンク車を利用する方法もあります。

しかしながら、冬期間においては、平川からの直接取水及び防火水槽への水源について、冬の天候が影響し、消防用水としての確保が難しい地域でもあります。

なお、消防ポンプ自動車が平川から取水する設置場所については、河川管理者である青森県との協議が必要になります。

また、議員御指摘の融雪溝整備は、今年度から苦木地区へ事業着手し、一地区四年程度で完成を目指しております。今後の計画としては、唐牛及び森山地区を予定しておりますが、いずれも水源確保が課題であります。

今後も、消防・融雪などの多面的機能を発揮する「地域用水」の確保に努め、計画している地区の費用対効果を総合的に判断しながら進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 一番、三浦議員。

一、一番（三浦道広） 御答弁ありがとうございます。今聞いたところ計画はあるそうなので、地域の安全な暮らしを守るため、何とか早い施行を目指してもらいたいと思います。これで私の質問を終わります。

一、議長（須藤尚人） 以上を持ちまして、三浦道広議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、六番、前田一裕議員の質問に入りますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

六番、前田議員。

【前田一裕議員 登壇】

一、六番（前田一裕） 通告に従いまして質問させていただきます。大鰐町役場職員のラスパイレス指数について喫緊の状況と改善予定があるのかお伺いいたします。

【前田一裕議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 前田議員の御質問にお答えいたします。令和四年のラスパイレス指数は九〇・二で、令和三年から〇・九ポイント低下しており、主な要因は、人事異動等による職員構成の変動によるものです。

給与改善についてですが、令和四年度において、「初任給、昇格、昇給等の基準」の一部を改正し、行政職五級職員の昇給抑制を撤廃するとともに、青森県職員に準じ、初任給を引き上げました。

この改正により、ラスパイレス指数は改善される見込みであり、今後も引き続き県や近隣市町村の動向を注視しながら、改善に努めてまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） たしかに数字そういう形になっているかと思えますけれども、県内での大鰐町の職員のラスパイレス指数は、数字は上がっても追いついてはいかない。順位的にはほとんど最下位になっているということはやはり、職員の給料に格差があるという状況がまだ続いているということであり、たしかに新しく入ってきた人たちは基準金額の給料をいただく形だけでも、役職ついている極端に言うとは給料カットで協力して、一生懸命頑張った職員がある程度借金返済目途がついて環境が落ち着いてきたけれども、他市町村と比べると総額で落ちるといって状況が続いているということはやはりどこかの時点でそこら辺を原因があるのかと思えますので、そこら辺を加味して何が原因でこうなっているのか、検討したことがあるのか、総務課長やったことありますか。

一、議長（須藤尚人） 総務課長。

一、総務課長（原子 学） 少しずつ様々な要因があろうかと思えますけれども、令和四年度のラスパイレス指数に関しましては、経験年数の基準とかございますので、そちらの対象者の給料の判定でということになっております。町長からの答弁もございましたけれども、今後ラスパイレス指数、様々給与に対する改善措置行っておりますので、改善傾向に向かうものと期待しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） 早い時期にやはりどこかで追いつく形でないとは報われない職員があまりにも多いと思えますので、そこら辺は原因を確認し、それを是正していけばある程度は追いついていくと思えますので、そこら辺を期待しています。いかがでしょう、町長。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） ラスについては、これまでも前田議員から質問受けております。その都度、人事行政係には近隣の市町村並みにするように、私も前回の一般質問で、前回の任期中には平均値までには持って行きたいという思いでありました。それに向けて担当職員は対応しているものと、つまり五十歳からの昇給抑制はなくなりました。また、六級職はこれまで総務課長だけであったものを撤廃し、相応の方は六級職も増やしてきておりますので、近々かなりの数値には、平均的なものにはなっていけるものというふうに私は認識しております。

一、議長（須藤尚人） 次に、二項目めの質問を許します。

六番、前田議員。

【前田一裕議員 登壇】

一、六番（前田一裕） 町民農園問題に係る裁判確定について。

町民農園問題に係る裁判の判決確定に伴い町の責任は、どのように処するのかお伺いいたします。

【前田一裕議員 降壇】

一、議長（須藤尚人） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 町民農園問題裁判判決確定についてお答えいたします。

町民農園問題につきましては、今年二月十日、判決が確定したことに伴い、町は司法判断に基づいて適正な支出負担をしたところであります。

事案の発覚から判決に至るまでの「経過及び結果の概要」につきまして、四月六日付けの回覧による毎戸配布により、町が負担する損害賠償金、裁判費用、遅延損害金の発生、さらに町長である私の政治責任に対する負担分も記載し、全町民に情報提供し周知したところであります。

町として、事案に関する支出負担については、故意又は重大な過失と判断しないため、町の責任につきましては、全町民に対する情報提供において説明責任を果たしているものと認識しております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） 令和五年四月三日付けの町民農園問題に係る経過及び今後の再開見込みについての中で費用についてで米書きで、町長報酬減額という形で記載がございます。しかしこの町長減額については議員提案において、町長の方をお願いしたと記憶しており、その時は町長におかれましては町民農園問題に関して不適切な事務処理及び昨年職員の過年度における交通事故並びに事務に係る私費支払いの事案により、町民及び議会に対する信頼を著しく失墜させた責任を履行する責務が生じるものと思われますと。よってここに町長の給料減額をするため提案したという記憶がございます。この時はまだ提訴中になるかならないか、とにかく第三者の判定を待って、その後の判断をするという状態であったというふうに記憶しております。今回、裁判で100%町が悪いんだと、町に責任があるんだと、それに伴って税金でそれに予算を付けて改善すると、それは全然問題ないと思いますが、このことに対しては町長どのように感じられますか。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 何か質問の主旨がよくわからないわけですが、給与の減額については裁判の結果が出たら私は真摯に自分の非の費用については議会に示したとおり給与の10%を三カ月間減額するという案を提案しましたら、議会の方から給与の40%三カ月分を減額しろという、そういう議案を出され、可決され、私はそれに素直に従いました。本来町民農園問題で掛かる費用が処理費用など数十万かかったわけでありましたが、それ以上の私の給料の減額という責任の取り方が議会から示され、私もそれに素直に準じたという経緯がありますので、これについては何ら問題ないものと思っております。

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） そうすれば、町の毎戸配布の町民各位、町民問題に係る経過及び今後の再開見込みという、これの説明だけで町の方は説明責任を全て網羅したものというふうな理解でよろしいでしょうか。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） はい。町民農園問題に対応した四人の職員もそれぞれ相応の減額しております。これは皆さん御承知のとおりだと思いますので、私の減額並びに職員の減額で町民農園にかかった費用以上の減額をしておりますので、行政にはそういう責任の取り方をしたと、行政の方からは負担はなかったものというふうに認識しております。

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） 職員は事務手続きの不備で責任を取らされたんじゃないですか。そういうふうに私は理解していますけども。

一、議長（須藤尚人） 町長。

一、町長（山田年伸） 町民農園の事務手続き、本来公売しなければならなかったところを随契をしようとして進めたということが違法であると、それで責任をとっております。

一、議長（須藤尚人） 六番、前田議員。

一、六番（前田一裕） であれば町民農園問題のその経費に関しての責任は誰もとっていないという形に私は理解しております。以上で、回答は求めません。終わります。

一、議長（須藤尚人） 以上を持ちまして、前田一裕議員の質問は終了いたしました。

一、議長（須藤尚人） 次に、七番、内海繁勝議員の質問の予定でしたが、本人の欠席のため、質問は終了いたします。

一、議長（須藤尚人） これを持ちまして、一般質問はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でした。

(午前十二時)